

障害報酬は0%改定 加算と適正化でメリハリ

厚生労働省は12日、2015年度の障害福祉サービス等報酬改定案を示した。

厚労大臣と財務大臣の折衝で改定率は0%となったこと、福祉・介護職員処遇改善加算

を拡充し月額1万2000円相当の新区分を設けることを報告。介護保険に並び居宅介護の基本報酬を下げるなどしたが、各種加算を増やしたり重度者を受け入れる事業所を評価

したりしてメリハリを付ける格好になった。報酬改定の基本的な方向性は昨年、有識者の検討チームで議論。処遇改善加算は、現在の仕組みを維持した上で、近年新たな取り組みをしていけば上乘せして評価する。

このほか就労移行支援では移行後の定着期間が長いほど加算する一方、移行実績のない事業所は減算を厳しくする。

活の支援、成果の出ている事業は減算するなどの「適正化」を方針としていた。

利用者の加算を引き上げ、行動障害がある人のための支援連携加算を新設した。グループホームでは支援区分6〜4に手厚く重度者の基本報酬を引き上げたほか、夜間支援等体制加算を細分化し対象者が3人や2人の区分を設けた。

厚労省はパブリックコメントを経て3月中旬に告示する。

地域生活を重視した点では、例えば重度訪問介護で支援区分6の